

活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業 (伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必要経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上の事業については必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。
※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災資機材の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)

※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内の額とします。

- ① 下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ② 合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③ 施設のバリアフリー化に要する経費
- ④ 災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。
※改修内容等によっては補助の対象とならない場合がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

外国籍住民等サポート事業相談員を紹介します

【日本語】

大仙市、仙北市、美郷町にお住まいの外国人のための相談員を紹介します。生活するうえで困ったことや分からないことがありましたら次の相談員へお気軽にご相談ください。

地域	相談員	連絡先
大仙市	鈴木通明	☎090(2276)1113
仙北市	田村雄幸	☎090(2957)1754
美郷町	加藤千恵子	☎0187(84)2234

【中国語】

为居住在大仙市，仙北市，美郷町の外国人提供咨询服务。如果您在生活上有什么困难或者遇到什么疑问，请与以下咨询顾问联系。

地区	咨询顾问	联系电话
大仙市	铃木通明	☎090(2276)1113
仙北市	田村雄幸	☎090(2957)1754
美郷町	加藤千恵子	☎0187(84)2234

担当

大仙市 観光交流課 ☎0187(63)1111(内線251)
仙北市 教育委員会生涯学習課 ☎0187(43)3383
美郷町 企画財政課 ☎0187(84)4901

主办单位

大仙市 観光交流課 ☎0187(63)1111(分机251)
仙北市 教育委員会生涯学習課 ☎0187(43)3383
美郷町 企画財政課 ☎0187(84)4901

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集しています!

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさと納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者を募集しています。

申請先 ● 町企画財政課
※随時受け付けています。

品目数 ● 制限なし

手続方法 ● 初めに応募する事業者

- ① 町企画財政課へ資料請求
 - ② 事業内容等を確認後、各種書類を提出
- すでに承認を受けている協力事業者**
- ① 記念品申込書等の提出

事業者の要件

- ・ 事業所等が美郷町内にある企業、団体または個人事業者であること
- ・ 美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定管理者を含む)のいずれかに該当していること
- ・ 税の申告がなされ、かつ、町税の滞納がないこと

お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・ 町内で生産、加工または製造されているもの
- ・ 町内の原材料を使用しているもの
- ・ 町内で提供されるサービスであるもの

※上記の内容は要件の一部です。

※お礼の品は発送期間が限定される品(期間限定商品)の応募も可能です。

事業者としてのメリット

- ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税等)やカタログ等にお礼の品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封することで、商品の販売促進、販路拡大、PRをすることができます。

美郷町では、ふるさと美郷応援寄付を通して、全国に向けて美郷町の特産品をPRしています!この機会に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさと美郷応援寄付をご紹介ください。

詳しくは、「秋田県美郷町ふるさと納税」、「秋田県美郷町ふるさとチョイス」、「秋田県美郷町楽天ふるさと納税」で検索!

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

教育推進課

就学や教育に関する相談会を開催します

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとおり開催しますので、お気軽にご相談ください。なお、相談を希望される場合は、下記までお申し込みください。

日時 ● 9月15日(火) 午前10時～午後3時

会場 ● 美郷町北ふれあい館(土崎字上野乙)

申込期限 ● 8月31日(月)

- その他** ●
- ・ お子さんの来場はご遠慮ください。
 - ・ お申し込みされた方で、相談会当日に発熱や倦怠感等の症状がある場合は事前にご連絡ください。
 - ・ 相談時間は30分程度です。

申・問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)4914

農業委員会

8月と9月は農地パトロール(利用状況調査)強化月間です 農地の利用状況について調査します

町農業委員会では、「農地の利用の確認」「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」「違反転用発生防止・早期発見」等を目的として、町内全域で農地パトロール(利用状況調査)を実施します。調査時に、農地の所有者や耕作者の方へ農地の利用状況等をお聞きする場合がありますので、ご協力をお願いします。

調査期間 ● 8月上旬～9月下旬

調査方法 ● 各地区の農業委員や担当職員による農地巡回

■ 遊休農地とは

- ・ 現在耕作が行われておらず、今後も維持管理、農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ・ 農地利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っている農地

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913